4　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者

⑴①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

②　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

⑵　次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった日以後２年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

①　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由なくして契約を履行しなかった者

⑥　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑦　この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑶　⑵に該当する者を入札代理人として使用する者

5　資格審査結果の通知　「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

6　資格の有効期間　令和３年４月１日から令和５年３月31日までとする。なお、２により随時申請した場合は、資格を付与されたときから令和５年３月31日までとする。

7　情報公開　申請書に記載された内容の一部（商号又は名称・本社（店）住所・電話番号・代表者氏名・等級・営業品目）は、資格審査後、一般競争参加者名簿として公開されることがある。一般競争参加者名簿の閲覧先は、別記１の申請書の提出場所と同じ。

8　公告の方法　一般競争に付する場合の公告の方法は、入札を行うセンターに掲示するほか、当研究所ホームページ（https://www.aist.go.jp）に掲載する。

9　競争参加者の資格及びその審査

⑴　建設工事についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

①　資格　予定価格の金額に応じ、建設工事の種類ごとに、別記２の⑴の①、⑵の①及び⑶の①のとおり資格を定める。

②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均完成工事高

二　経営規模

イ　自己資本額

ロ　利益額

三　経営状況

イ　純支払利息比率

ロ　負債回転期間

ハ　総資本売上総利益率

ニ　売上高経常利益率

ホ　自己資本対固定資産比率

ヘ　自己資本比率

ト　営業キャッシュフロー（絶対額）

チ　利益剰余金（絶対額）

四　技術力

イ　技術職員の数

ロ　元請完成工事高

五　その他の審査項目（社会性等）

イ　労働福祉の状況

ロ　建設業の営業継続の状況

ハ　防災活動への貢献状況

ニ　法令遵守の状況

ホ　建設業の経理の状況

ヘ　研究開発の状況

ト　建設機械の保有状況

チ　国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

③　資格の等級の決定方法　建設工事の種類ごとに上記②の審査事項を要素とする次の計算方式により算出された数値により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。

計算方式　0.25ａ＋0.15ｂ＋0.20ｃ＋0.25ｄ＋0.15ｅ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ：総合評定値通知書における完成工事高評点（Ｘ１）

ｂ：総合評定値通知書における自己資本額数値の点数及び利益額の点数による評点（Ｘ２）

ｃ：総合評定値通知書における経営状況評点（Ｙ）

ｄ：総合評定値通知書における元請完成工事高及び技術職員数による評点（Ｚ）

ｅ：総合評定値通知書における労働福祉の状況の点数、建設業の営業年数の点数、防災活動への貢献状況の点数、法令遵守の状況の点数、建設業の経理の状況の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数及び国際標準化機構が定めた規格による登録状況の点数、若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数、新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数による評点（Ｗ）

⑵　測量・建設コンサルタント等業務についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

①　資格　予定価格の金額に応じ、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、別記２の⑷の①のとおり資格を定める。

②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均実績高

二　経営規模

イ　自己資本額

ロ　有資格者職員数

三　営業経歴

営業年数

③　資格の等級の決定方法　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、上記②の審査事項を要素とする次の計算方式により算出された数値により別記２の⑷の②に対応する等級に格付ける。

計算方式　３ａ＋ｂ＋５ｃ＋ｄ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ：別記４別表１の業種別年間平均実績高に対応する数値

ｂ：別記４別表２の自己資本額に対応する数値

ｃ：別記４別表３の業種別有資格職員数に対応する数値

ｄ：別記４別表４の営業年数に対応する数値

10　その他

⑴　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者の取扱い建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社